

倉敷市立倉敷東小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

昨年度、いじめやその他にもいじめにつながる可能性のある友達関係のトラブルが発生している。自分だけでなく、他者を大切にすることのできる生活態度や言葉遣いの指導を継続していく必要がある。また、高学年では、インターネットの使い方や言葉遣いを発端としたトラブルが起こっている。教職員や保護者を対象とした啓発を行い、児童にも適宜適切な指導を行っていかねばならないと考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめ問題が発生した場合は、直ちに生徒指導・いじめ対策委員会(以下、対策委員会)を立ち上げて対応する。対策委員会には、管理職、教務主任、養護教諭、生徒指導、教育相談、該当学年の主任・担任などが参加し、それぞれの立場からいじめ問題の解決のための取組を行う。
- いじめの未然防止に向けて、学校生活全般に渡り、児童同士の良好な人間関係を作り出すとともに、自尊心をもち自他共に大切にしている児童を育てる学校づくりを進める。
- いじめの早期発見のため、実態把握のアンケートを実施し、教育相談週間との連携を図りやすくするとともに、得られた情報を教職員間で共有し対応する。
(重点となる取組)
 - 年2回の教育相談において、児童の悩みや思いを受け止め、トラブルを生まない良好な人間関係を築いていこうとする意欲の高揚を図る。
 - 児童のインターネット使用状況を踏まえ、各学年での児童の実態に応じてSNSの利用を含めた情報モラルに関する指導を計画的に実施する。
 - 生徒指導部会や職員会議における情報交換で、教職員全員で児童の様子を共通理解し、いじめの未然防止や発生した際の早期対応を行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- 学校基本方針を学級懇談会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者に周知する。
- 学校運営協議会委員を中心とした地域の方と懇談する機会を設け、児童の学校外での生活の見守りや情報提供の依頼を行う。
- いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口を紹介し、活用を促す。
- インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方について保護者懇談や人権研修会等で啓発するように努める。

学 校

生徒指導・いじめ対策委員会

〈対策委員会の役割〉

- 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

〈対策委員会の開催時期〉

- 校内メンバーでの定例会を年12回開催し、必要に応じて、校外メンバーを含んで適宜開催する。

〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- 職員会議で全教職員に周知。

〈対策委員会の構成メンバー〉

- (校内) 校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、養護教諭 等
- (校外) スクールカウンセラー、PTA会長 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- 倉敷市教育委員会
- 岡山県教育委員会

〈連携の内容〉

- いじめ問題に関する報告・相談

〈学校側の窓口〉

- 副校長・教頭

〈連携機関名〉

- 倉敷警察署

〈連携の内容〉

- 携帯電話の安全な利用に関する指導

- 非行防止教室の実施

〈学校側の窓口〉

- 生徒指導

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教員研修)

- 基本方針について職員会議で提案し、対応について共通理解を図り、児童の様子を学校全体で見えていく体制を作る。
- 教職員の指導力向上のための研修として、人権教育やネットモラルに関する研修を行う。

(児童会活動)

- いじめを許さない学級の人間関係を形成するために、人権週間で友達の良いところを認め合う活動を通して、児童の自尊心や友達を大切に育てられるような学級づくり、学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ネット上のトラブルを防止するために、情報機器の使用の利便性と問題点について各学年の年間指導計画に従い、発達段階に応じて適切に利用できる力を身に付けるための情報モラル教育を実施する。

② 早期発見

(実態把握)

- 児童の実態把握のため年2回のアンケートを実施し、教育相談を行うことで、児童の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。

(情報共有)

- 職員会議で、学級担任から気になる児童の情報について意見交換を行うことで、全職員で児童の変化に気付くことができるようにする。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

- 児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした場合は、速やかまいじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)

- いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた児童への支援)

- いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への指導)

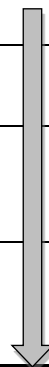
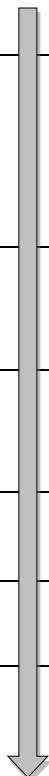
- いじめた児童(周辺児も含む)に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手に与える心身への影響などに気付かせるなど、適切に対処する。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など背景を十分把握し、保護者の協力を得ながら、指導を行う。

【様式2】

倉敷市立倉敷東小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和6年度

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○ 生徒指導・いじめ対策委員会 (以下、対策委員会) ○ 職員会議 ・ 基本方針、指導計画 の確認・保護者への 通知		○ 職員会議での情報共有	○ 発生事案への対処(随時) ○ 対応手順の共通理解 (全職員)
5月	○ 対策委員会			・ 必要に応じて対処(生徒指導)
6月	○ 対策委員会 ○ 学校運営協議会 ・ いじめ問題に関する 意見交換 ○ PTA 人権教育講演会	○ 人権週間 (人権担当) ○ 仲良し班遊び(仲良し班担当)	○ 教育相談アンケートの実施 (教育相談) ○ 教育相談週間での個人面談 (学級担任)	
7月	○ 対策委員会 ・ 情報モラル学習(高学年) (講師は外部に依頼)		○ 個別懇談 (学級担任)	
8月	○ 対策委員会 ○ 職員研修 ・ 人権教育について	○ いじめ対策の見直し		
9月	○ 対策委員会 ○ PTA 人権研修			
10月	○ 対策委員会	○ ペア学年ふれあい活動 (学年)		
11月	○ 対策委員会 学校運営協議会		○ 教育相談アンケートの実施 (教育相談) ○ 教育相談での面談	
12月	○ 対策委員会 ○ 職員研修 ・ 児童理解について	○ 人権週間 (人権担当)	○ 個別懇談	・ 必要に応じて対処 (生徒指導)
1月	○ 対策委員会			
2月	○ 対策委員会 ○ 学校運営協議会 ・ 一年間の取組の反省			
3月	○ 特別支援生徒指導連絡協議会 ○ 対策委員会	○ 仲良し班遊び(6年生を送る会)		



年間を通して行う取組
○情報モラル・人権に関する指導
○生徒指導・いじめ対策委員会、職員会議、終礼等での情報共有